

認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

■認定こども園 4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人 ^{*1}	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭 ^{*2} (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。



保育士資格及び幼稚園免許状取得の特例について

幼保連携型認定こども園では、原則、保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)を置くこととされていますが、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため、保育士資格及び幼稚園免許状の取得の特例(保育所又は幼稚園における実務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数などを軽減)が設けられています。

※新制度施行から5年間の特例です。

幼保連携型認定こども園の認可基準

幼保連携型認定こども園の認可基準に関する基本的な考え方、主な基準を紹介します。

■基本的な考え方

- 学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する「単一の施設」として、幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とします。
- 既存施設（幼稚園、保育所）からの円滑な移行のため、「設備」に関する基準については、一定の移行特例を設けています。
- 新制度施行前に認定を受けていた幼保連携型認定こども園については、施行日の前日までに別段の申出をしない限り、新しい幼保連携型認定こども園としてのみなし認可を受けることとなり、「設備等」については、従前の基準を適用します。

■設置パターン別の基準

施設の設置パターン	考え方	主な基準
 新設 認定こども園 新規で幼保連携型認定こども園を設置する場合	●幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ	〈学級編制・職員配置基準〉 ●満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置 ●職員配置基準は、4・5歳児 30:1、3歳児 20:1*1、1・2歳児 6:1、乳児 3:1 ※配置数は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含みます。*2 〈園長等の資格〉 ●原則として教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ●上記と同等の資質を有する者（設置者が判断する際の指針を示す） 〈園舎・保育室等の面積〉 ●満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増） ●居室・教室面積は、保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人） 〈園庭（屋外遊戯場、運動場）*3の設置〉 ●園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 ①満2歳の子どものみについて保育所基準（3.3㎡/人） ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず、一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とします。 〈食事の提供、調理室の設置〉 ●提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号認定子ども（1号認定子どもへの提供は園の判断） ●原則自園調理（満3歳以上は従前の保育所と同じ要件により外部搬入可）
 幼稚園・保育所からの移行 認定こども園 既存の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	●適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して移行特例を設ける ●確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す ●施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討する	〈園舎面積〉 ●保育所からの移行▶保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可 ●幼稚園からの移行▶幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可 〈園庭の設置・面積〉 ●保育所からの移行▶保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可 ●幼稚園からの移行▶幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可 〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉 ●満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと代替地・屋上の算入可
 幼保連携型認定こども園からの移行 認定こども園 法律上、新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合	●新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備等」に関して、従前の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける（法律の附則）	●職員配置に関して、従前の幼保連携型認定こども園の配置基準（1号認定子どもは35:1、2号・3号認定子どもは年齢別配置基準）によることを認める ●設備に関して、従前の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める（学級編制、運営などについては、新設と同じ基準）

*1 質の向上事項として、公定価格において3歳児（1号認定子どもの場合満3歳児を含む）20:1→15:1への配置改善を実施しています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、配置数に算定することができます。

*3 名称は「園庭」とします。